

「(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業」に係る環境影響評価方法書に関する環境の保全の見地からの意見

I 全般的事項

- 1 準備書を作成するに当たり、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法の見直しや追加を行うこと。
- 2 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、可能な限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電施設の配置や構造の見直し等を行うこと。
- 3 本事業において、風力発電施設のヤード造成や工事用道路の新設等の土木工事(以下「土地の改変を伴う土木工事」という。)による地形の改変面積が大きくなることが予測されることから、工事の計画に当たっては、改変面積を極力縮減し、環境に及ぼす影響を低減すること。
- 4 本事業は風力発電施設が長期間に亘って、周辺の自然環境や住民の生活環境に影響を及ぼすものであることから、長期的な影響についても調査、予測及び評価を行うこと。
- 5 本事業を進めるに当たっては、周辺地域住民の理解が必要不可欠であることから、事業計画及び事業が環境に及ぼす影響について丁寧な説明を行うこと。

II 個別事項

1 大気質

対象事業実施区域周辺及び工事関係車両の主要な走行ルート周辺には、住居地域が存在していることから、工事車両の通行、工事用資材等の搬出入に伴う排気ガスや粉じん等による、周辺地域住民の生活環境に及ぼす影響を回避又は極力低減すること。

2 騒音及び低周波音の影響

(1) 本事業に係る土地の改変を伴う土木工事や工事用資材等の搬出入及び風力発電施設の稼働による騒音及び低周波音が、地域住民の生活環境や動物等の生息環境に及ぼす影響について調査、予測を行い、その結果、重大な環境影響が予測されるときには、風力発電施設の機種、配置の変更など、騒音等の低減の具体的な措置を準備書に記載すること。

(2) 対象事業実施区域及びその周辺は、元来、静穏な地域であることに加え、八高山や東海自然歩道等のハイキングコースをはじめとする、「人と自然の触れ合いの活動の場」が多く存在するため、施設の稼働による騒音及び低周波音の評価に当たっては、環境省が平成 29 年 5 月 26 日に公表した「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」の内容を踏まえ、季節や時間帯、測定箇所の選定には十分留意の上、調査、予測を行い、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

- (3) 風力発電施設設置予定範囲と住宅等との距離は最も近いところで約0.9kmとなっており、騒音及び低周波音による影響が懸念されることから、国内外の類似条件での事例を踏まえ予測及び評価を行い、準備書に記載すること。

3 水源及び水質の保全

- (1) 森林の伐採及び土地の改変を伴う土木工事が、森林の持つ水源の涵養や土砂の流出・崩壊防止、生活環境の保全などの公益的機能に及ぼす影響を回避又は極力低減するよう、具体的な保全措置を準備書に記載すること。
- (2) 森林の伐採及び土地の改変を伴う土木工事が、対象事業実施区域及びその周辺にある、市や地元が管理する水道水源の水量や水質に及ぼす影響を回避又は極力低減するよう、具体的な保全措置を準備書に記載すること。

4 風車の影

施設の稼働に伴う風車の影による周辺住民の生活環境に及ぼす影響を回避又は極力低減するよう、具体的な保全措置を準備書に記載すること。

5 動物、植物及び生態系

- (1) 事業の実施による動物、植物及び生態系に及ぼす影響を回避又は極力低減するよう、地域に精通した専門家の意見を聴きながら、調査手法や調査時期などを検討すること。
- (2) 配慮書及び方法書に係る住民等からの意見では、コウモリ、猛禽類、渡り鳥、ヤイロチヨウ等の鳥類及び八高山の植物等への影響を懸念する意見が多く寄せられていることから、これらの動植物に及ぼす影響を回避又は極力低減するよう、具体的な保全措置を準備書に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域は、サシバの渡り経路と重なる部分が多いため、サシバの渡りに及ぼす影響を回避又は極力低減するよう、具体的な保全措置を準備書に記載すること。
- (4) 前項の対応策に関しては、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会からも意見を聴取し、予測及び評価に反映させること。
- (5) 本事業の実施に伴い施工された道路等による地域個体群の分断や野生動物との交通事故等を回避又は極力低減するよう、具体的な保全措置を準備書に記載すること。

6 景観

- (1) 風力発電施設の設置が景観に及ぼす影響を把握するため、風力発電施設だけでなく送電線や鉄塔等の配置を含めた全体像についてフォトモンタージュ等を用いるなど、住民等が施設の設置後の状況を想像しやすいように準備書を作成すること。
- (2) 主な眺望点から、風力発電施設が視認されることによる圧迫感や違和感が生じることのないよう配置や大きさを十分検討し、景観への影響を回避又は極力低減すること。

(3) SL の見える丘公園は、県が眺望点としての良好な景観保全のため修景伐を予定していることから、眺望点に追加すること。

(4) 東海自然歩道等、付近のハイキングコースから風力発電施設等が眺望されることが予測されるため、それらを眺望点に追加すること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 事業実施区域内には、人と自然との触れ合いの活動の場が多く含まれていることから、地域住民からの意見を踏まえて、風力発電施設等の設置がそれらの利用に及ぼす影響を回避又は極力低減するよう、具体的な保全措置を準備書に記載すること。

(2) 主要な眺望点に、パラグライダー事業者が整備を計画している島田市川根町身成の川根スカイパークを追加し、フライトエリア内の風況に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。

8 文化財

調査及び工事中に遺跡・遺物が発見された場合は、速やかに市博物館課へ届け出ること。

9 地域交通

既設林道の通行や林道拡幅等の事業実施については、関係機関及び林業事業者、地権者、地元住民等と事前に協議を行い、了解を得ること。また、事業の実施に伴う建設機械、車両、資材の搬出入等については、交通安全対策について十分配慮すること。